

よくあるご質問について

幼保推進課

01

教育・保育事業者向け情報サイトを開設しました！

制度に関する各種ご質問にお応えするため、堺市ホームページ上に、制度概要のページを設けました。

制度概要

更新日：2024年2月26日

給付費・運営基準など

事業一覧	資料データ
利用者負担額	利用者負担額について (PDF: 858KB) 無償化制度について (PDF: 1,442KB) 副食費の取り扱いについて (PDF: 535KB)
施設型給付費 (委託費) 地域型保育給付費	給付費について (PDF: 175KB) 加算項目一覧 (PDF: 119KB)
処遇改善等加算	処遇改善改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ制度概要 (PDF: 2,010KB) 【加算Ⅰ】 処遇改善等加算Ⅰ制度説明 (PDF: 332KB) 【加算Ⅰ】 勤務経過年数加算対象施設 (PDF: 138KB) 【加算Ⅱ】 処遇改善等加算Ⅱ制度説明 (PDF: 474KB) 【加算Ⅱ】 堺市研修終了要件 (PDF: 945KB) 【加算Ⅱ】 堺市研修終了要件FAQ (PDF: 150KB) 【加算Ⅲ】 処遇改善等加算Ⅲ制度説明 (PDF: 150KB)
休日保育	制度概要 (PDF: 1,282KB)
産休代替職員制度	制度概要 (PDF: 238KB) 補助上限額について (PDF: 58KB)
運営基準	運営基準の順守について (PDF: 119KB)
職員配置・ 保育士の配置特例について	職員の配置特例について (幼保連携型・保育所) (PDF: 157KB) 職員の配置特例について (幼保連携型・保育所以外) (PDF: 155KB) 職員配置・保育士の配置について (PDF: 408KB) 定員の弾力運用について (PDF: 214KB)
マイ保育園	概要 (PDF: 168KB) 事務マニュアル (PDF: 535KB) チラシ (PDF: 746KB)

3

制度概要のページでは、給付費・各種補助金等の制度について、資料を掲載しています。

補助金

事業一覧	資料データ
民間認定こども園・保育所 運営補助金	制度概要 (PDF: 82KB) 入力方法 (PDF: 357KB) 入力例 (認定こども園) (PDF: 451KB) 入力例 (保育所) (PDF: 407KB) 保育支援者補助費について (PDF: 95KB) 保育支援者補助費実施計画書(入力例) (PDF: 70KB) 保育補助者雇上費について (PDF: 337KB) 保育補助者雇上費に関する補足事項 (PDF: 66KB) 補助金一覧 (PDF: 196KB) 留意事項 (PDF: 237KB)
地域型保育事業 運営補助金	制度概要 (PDF: 212KB)
私立幼稚園運営補助	制度概要 (PDF: 57KB) 入力方法 (PDF: 347KB) 入力例 (PDF: 271KB) 補助金一覧 (PDF: 106KB)
一時預かり事業	制度概要 (PDF: 1,458KB) 補助制度まとめ (PDF: 108KB)
延長保育事業	制度概要 (PDF: 510KB) 補助上限額表 (PDF: 43KB)
保育士宿舎借り上げ支援事業	制度概要 (PDF: 1,035KB) 貸前居住地の考え方 (PDF: 387KB) 貸前居住地が市内である場合の通勤距離の測り方 (PDF: 848KB)
保育教諭等人材確保事	制度概要 (PDF: 434KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

よくご質問をいただく事項

職員配置確認ファイルの入力方法

Q 職員配置確認ファイルの**非常勤職員**の月平均勤務時間数は、**雇用契約時間数**を入力すればいいですか。**実勤務時間数**を入力すればいいですか。

A **実勤務時間数の平均値**で入力をお願いします。
公定価格や各種補助金は、その月に生じた人件費に対する給付・補助となります。そのため、**実勤務時間数の平均値**が月により大幅な変動がある場合（長期休業期間等）には、その月の初日から月末までの実勤務時間数の実績値でご入力をお願いします。
なお、有給休暇を取得している場合は、実勤務時間に積算することができます。

幼稚園型 I 一時預かり事業の利用児童数の計上方法

幼稚園型 I の一時預かり事業の利用児童数の計上にあたっては、次の子どもについては、計上できませんので、ご注意ください。

【堺市ホームページの「制度概要」ページの補助金「一時預かり事業」の制度概要P.19抜粋】

✕ 堺市外の子どもの計上

各月の名簿には、**堺市の子どものみ**、計上をお願いします。

✕ 教育時間のみ利用の 子どもの計上

教育時間のみで降園した子どもは計上せず、**預かり保育を利用した子どものみ**、計上をお願いします。

✕ 参観・行事日の計上

参観・イベント等の日に、教育時間外に教育・保育をした場合であっても、預かり保育ではなく、通常の教育・保育の延長という位置づけになるため、計上はできません。

イベント終了後、特定の子どものみ、申込を受け、預かり保育を実施した場合は、計上可能です。

保護者が「預かり保育を利用した」という自覚があるかどうか重要なポイントになります★

✕ バスの待機時間

教育時間終了後、バスで降園するために、乗車までの間、待機している時間は預かり保育の利用時間とすることはできません。

✕ 徴収した利用料の区分 での計上

月極利用料の子ども、徴収した利用料区分より前に降園した子ども等、徴収した利用料で計上するのではなく、実際の預かり保育の利用時間での計上をお願いします。

✕ 課外活動の利用のために 在園している子どもの計上

課外活動の利用のため、預かり保育利用料を支払わず、教育時間後に在園している子どもは計上できません。

課外活動終了後、続けて預かり保育を利用する子どもは、課外活動時間を含めた時間を計上可能です。